

# 秘密保持契約書

〇〇〇〇〇〇（以下「甲」という）と、株式会社センターグローブ（以下「乙」という）は、甲より乙に対して委託する音声データの反訳（文字起こし）業務遂行のため（以下「本件目的」という）、甲乙間において開示される秘密情報について、次のとおり秘密保持契約を締結する。

## 第1条（秘密情報の定義）

1. 本契約において秘密情報とは、書面、口頭その他方法を問わず、相手方に開示された開示者の営業上、技術上その他業務上の一切の情報をいう。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するものは秘密情報に該当しない。
  - (1) 相手方から開示される以前に公知であったもの
  - (2) 相手方から開示された後に、自らの責めによらず、公知となったもの
  - (3) 相手方から開示される以前から自ら保有していたもの
  - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに知得したもの
  - (5) 相手方から開示された秘密情報によることなく、独自に開発したもの

## 第2条（秘密保持義務）

1. 甲及び乙は、相手方から提供された秘密情報を厳重に保管・管理するものとし、本件目的以外に使用してはならない。
2. 甲及び乙は、事前に相手方の書面（電磁的記録を含む）による承諾を得た場合を除き、秘密情報を第三者に対して開示又は漏洩してはならない。
3. 甲及び乙は、相手方から開示された秘密情報を、自己の役員又は従業員に開示する場合には、秘密情報を知る必要がある者に限り、その必要な範囲内でのみ開示するものとする。なお、この場合甲及び乙は、当該役員又は従業員に対して本契約による自己と同等の義務を遵守させるものとし、かつ、当該役員又は従業員の行為について全責任を負う。

## 第3条（複製）

甲及び乙は、事前に相手方から書面（電磁的記録を含む）による承諾を得た場合を除き、秘密情報を複製しない。

## 第4条（第三者の秘密保持義務）

甲及び乙は、第2条第2項に基づき事前に相手方の承諾を得て秘密情報を第三者に開示する場合は、その第三者に対して本契約と同等以上の秘密保持義務を負わせるものとする。

## 第5条（秘密情報の返還）

甲及び乙は、本契約が終了したとき又は相手方から要求があったときは、秘密情報（第3条に基づき複製された場合はその複製物を含む。）を、相手方の指示に従い返還又は破棄するものとする。

## 第6条（損害賠償）

甲及び乙が本契約に違反して相手方に損害を与えた場合、相手方に生じた損害を賠償するものとする。但し、相手方に賠償すべき損害の範囲は当該違反行為から通常生ずべき直

接損害に限られ、特別な事情により生じた損害及び逸失利益は含まれないものとする。

#### 第7条（契約期間）

1. 本契約の有効期間は、契約締結日から1年間とする。
2. 前項にかかわらず、本契約に定めた秘密保持義務は本契約終了後も1年間は有効に存続するものとする。

#### 第8条（合意管轄）

本契約に関し、甲乙間に紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第9条（協議）

本契約に定めのない事項又は本契約に関して疑義が生じた場合は、甲乙誠意を持って協議し、その解決にあたるものとする。

以上、本契約の成立を証するため、本書を2通作成し、各自記名捺印の上、各1通を保有する。

令和〇年〇〇月〇日

甲：〇〇〇〇  
〇〇〇〇  
〇〇〇〇  
〇〇〇〇

乙：神奈川県横浜市都筑区仲町台 1-32-10  
アーベイン仲町台 4F  
株式会社センターグローブ  
代表取締役 中土 剛志